

諮問番号：諮問第 8 1 号－ 3

答申番号：答申第 8 1 号－ 3

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 2 項の規定に基づく平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおり。

- (1) 生活保護費のカットの影響は徐々に生活を圧迫する。このままでは、憲法 2 5 条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができない。
- (2) 処分庁は法第 2 条を無視した身勝手な保護の決定及び変更を繰り返しており、許されない。本件処分がいかに違法で不当なのかは、今回の保護決定調書と 1 5 年前の保護決定調書を比較しても明らかである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、①平成 3 0 年度改正後の保護基準は憲法又は法に違反するか。②本件処分に係る生活保護費の算定が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点がないかという点にあるので、以下判断する。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定及び厚生労働大臣の合目的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定の適否

本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。なお、本件処分の理由である期末一時扶助削除についても、適正に認定されている。そのほか、本件処分について違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年4月14日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年7月7日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分の前提である保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見明白かつ重大な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準が適法なものであることを前提として以下判断する。

審査請求人は、期末一時扶助費が削除されたことに伴い行われた本件処分について違法又は不当であると主張しているが、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 谷本 拓也

委員 樋口 佳恵